

JA能美

ディスクロージャー誌

私たちの活動をご理解いただくために

平成28年度 平成28年4月1日～平成29年3月31日



ごあいさつ	1	(3) 内国為替取扱実績	28
1. 経営理念・経営方針	2	(4) 有価証券	
2. 経営管理体制	2	① 保有有価証券平均残高	29
3. 社会的責任と貢献活動	3	② 保有有価証券残存期間別残高	29
4. 事業の概況（平成28年度）	4	③ 有価証券の時価情報	29
5. リスク管理の状況	6	④ 金銭の信託の時価情報	30
6. 事業のご案内	9	2. 共済取扱実績	
【経営資料】		(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	30
I 決算の状況		(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	31
1. 貸借対照表	10	(3) 介護共済の介護共済金額保有高	31
2. 損益計算書	12	(4) 年金共済の年金保有高	31
3. キャッシュ・フロー計算書	14	(5) 短期共済新契約高	31
4. 注記表	16	3. その他事業の実績	
5. 剰余金処分計算書	19	(1) 購買品取扱高	32
6. 部門別損益計算書	20	(2) 受託販売品取扱高	32
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	21	(3) 保管事業の収支内訳	32
II 損益の状況		(4) 加工事業取扱実績	32
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	22	(5) 利用事業取扱実績	32
2. 利益総括表	22	(6) 指導事業の収支内訳	33
3. 資金運用収支の内訳	22	IV 経営諸指標	
4. 受取・支払利息の増減額	23	1. 利益率	33
III 事業の概況		2. 貯貸率・貯証率	33
1. 信用事業		V 自己資本の充実の状況	
(1) 貯金		1. 自己資本の状況	33
① 種類別貯金平均残高	23	2. 自己資本の構成に関する事項	34
② 定期貯金残高	23	3. 自己資本の充実度に関する事項	35
(2) 貸出金		4. 信用リスクに関する事項	36
① 種類別貸出金平均残高	24	5. 信用リスク削減手法に関する事項	39
② 貸出金利条件別内訳残高	24	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	40
③ 貸出金担保別内訳残高	24	7. 証券化エクスポージャーに関する事項	40
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	24	8. 出資その他これに類するエクスポージャー に関する事項	40
⑤ 貸出金使途別内訳残高	24	9. 金利リスクに関する事項	41
⑥ 貸出金業種別残高	25	【JAの概要】	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	25	1. 機構図	42
⑧ リスク管理債権額	26	2. 役員	43
⑨ 金融再生法開示債権区分 に基づく保全状況	26	3. 組合員数	43
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸 出金のリスク管理債権の状況	26	4. 組合員組織の状況	43
⑪ 貸倒引当金内訳	28	5. 地区	44
⑫ 貸出金償却額	28	6. 沿革・歩み	44
		7. 店舗等のご案内	44

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。



代表理事組合長
土井 重夫

向暑の候、組合員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、JA能美の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成28年度の農業、JAを取り巻く情勢はTPPの大筋合意を受け、TPP関連法案も国会決議されたものの協定の発効については厳しい状況になったことで、米国抜きでの発効に向け再交渉が開始されることとなり、更には現在交渉が進められているEUとのEPA〔経済連携協定〕、米国との2国間FTA〔自由貿易協定〕等、着地点が再び漂流し、不透明感が増すこととなりました。やはり農産物と自動車の関税撤廃・削減が主要テーマとなることが確実視される中で、TPP以上の農産物自由化への要求も危惧され、引き続き予断を許さない状況が続くものと思われます。

一方、JA改革では平成26年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」を起点に5年間で農協改革集中期間として規制改革推進会議が自己改革の実施状況をフォローアップするとされており、更には今国会で決議された「農業競争力強化支援法」では、附則として国が農業生産の流通状況を調査し2年以内に進捗状況を精査すると規定したことで、正に平成31年5月までの3年間で改革の正念場となり、成果が問われる事となりました。

これを受け、全国農業協同組合連合会は本年3月の臨時総代会で、農家所得の増大に向けた事業改革方針と年次計画を決定しました。

生産資材の購買部門では、共同購入の規模メリットを生かし競争入札を中心とする方式に転換し、銘柄集約と併せて価格を引き下げること。また農産物の販売では、実需者への直接販売を主体に切り替え、米では9割までに拡大することを打ち出したところです。

また、全国農業協同組合中央会、県中央会は平成31年9月を期限として連合会へと組織移行することですでに決定されており、今後事業の在り方、監査対応について具体的な検討に入る事となっています。

こうした全国組織段階での組織改革が進められる中、私共JA能美も「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの目標を掲げた第6次中期経営計画の初年度として、平成28年度は取り組みました。米では、JAグリーンや実需者への直接販売の拡大を行い、更には新たに需要が高まる業務用米の作付・販売にも取り組んだ事で平成27年度を上回る生産者手取りを確保する事ができました。また、引き続き安定的な所得が見込まれる戦略作物としての大麦・大豆では農地フル活用による作付拡大、更には共同利用施設の効率的稼働による運用コストの低減、そして肥料・農薬の生産者価格の引き下げにも取り組む事で「農業所得の増大」「農業生産の拡大」に向け確実な一歩を踏み出す事ができました。

一方、皆様の暮らしの安心につながる経済・信用・共済事業では組合員・利用者に寄り添い、お一人、お一人の視点に立った相談、提案活動等を通して利用者の輪を大きく広げる事ができました。また、施設整備では平成18年の支店統合以来の念願であった交流の場としての支店建設は、昨年寺井支店に引き続き本年春の辰口支店の竣工で全支店完了の運びとなりました。

この様な取り組みを進めた事業活動の成果としましては、事業総利益、当期剰余金とも当初計画を上回る実績となりました。

この皆様のご協力、ご理解でいただいた成果につきましては、JA改革を進めて行くこの3年間を特別対策期間として、地域農業の持続的発展や生活活動を支援する事を目的に財務基盤の強化と併せ、目に見える形で応えるべく、平成13年来実施していなかった事業分量配当で「主食用米の出荷」「大型農機の購入」「自動車の購入」に対しご利用者に対しお返しする事で、今回の総代会でご承認をいただきました。

いずれにしても皆さまのご利用、ご支援の賜と重ねて心より感謝申し上げます次第です。

迎えた平成29年度も、営農部門では、JA能美第6次中期経営計画《持続可能な農業の実現に向けた農業振興計画》に基づき、引き続き農地のフル活用による農産物生産振興と販売力の強化、農業関連資材等の価格引き下げや共同利用施設の効率運営によるコスト削減など、「農業所得の増大」「農業生産の拡大」に向けて挑戦してまいります。

また、農業振興とともに「農と地域の交流の拠点」として育てていただいたJAグリーンでは、さらなる園芸作物等の生産者の育成と「安全・安心」な農産物の提供はもとより、地元農産物による加工品の商品開発とともに地域の伝統的な食文化の発信をさらに進めることで利用者の輪を広げてまいります。

経済・信用・共済部門では、「安全・安心で豊かな暮らしづくり」に向け、組合員の皆様をはじめ利用者お一人お一人の視点から、それぞれのライフスタイルやニーズに沿った相談・提案機能の強化に取り組んでまいります。

経営企画部門では、組合員・利用者の皆様にとって無くてはならない組織であり続けるために、近年強く企業（組織）に求められているフィデューシャリー・デューティー（顧客・利用者本位での事業展開）理念に基づき、全事業活動を通して地域に貢献できる組織づくりに取り組むとともに、全事業部門の機能強化と人材育成を進め、さらなる「信頼されるJAづくり」と「安心してご利用いただける健全なJAづくり」を目指します。

合わせて、青壮年部・女性部活動と歩を合わせた支店協同活動等を通して組合員の皆様や地域の方々との交流を深め、いただいた意見・意向をJA運営に反映するなど参加・参画活動を強化してまいります。

今般、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年7月

1. 経営理念・経営方針

経営理念

- 相互扶助の精神に基づく協同活動の原点に立ちかえった取り組みを進め、「食と農」の安全を確保し、人に寄り添い、地域に貢献する組織づくりを目指します。

経営方針

◇全体

以下の5つの基本目標に向けて取り組みます。

1. 地域農業の振興による「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」
2. 事業（協同）活動を礎とした地域インフラ機能の発揮による地域貢献
3. 地域コミュニティの活性化による組合員のメンバーシップの強化、女性参画と准組合員の意向を反映した組織基盤の拡充
4. 総合力発揮による事業基盤の強化と新たな取り組みへの挑戦
5. 人材育成と活力ある組織づくり

◇営農・経済事業部門

地域に根差した組織として、「持続可能な農業」の実現を目指し、農家組合員の営農と生活を守り、地域の活性化に取り組みます。また、この実現に向けて「農業者の所得増大」「農業生産の増大」「地域の活性化」を重点課題として掲げ、農地フル活用による生産振興と販売力の強化、「産地づくり」による農業生産の拡大、担い手の育成・支援、農業への理解促進、農産物の消費拡大などに、農業者とともにこれまで以上に強力に取り組み、その役割を十分に発揮していくことに注力します。また、「食と農」を軸に、「安全・安心」「豊かで暮らしやすい」地域社会の実現に向けて、地域とのつながりを強化する活動を展開し活力のある地域社会づくりにも取り組みます。

◇信用事業部門

地域の農業とくらしを支える金融機関として、組合員・利用者の皆様から信頼され安心してご利用いただき、より一層必要とされる組織づくりに努めます。また、豊かなくらしをサポートするため、お客様のライフイベントやニーズに沿った商品・サービスの提案に加え、様々な相談機能を拡充し、地域に貢献する「JA 金融」を構築します。

◇共済事業部門

地域に求められる JA 共済を目指し、組合員・利用者に寄り添う活動を展開することで、地域に密着した事業活動を実践します。また、利用者個々のニーズに応じた保障提案と相談機能の利便性向上を図るとともに、未来に向かって新たな JA パートナーづくりにも取り組みます。また、農業リスクに対応する保障の提案等で地域農業を応援します。

2. 経営管理体制

経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思を経営に反映するため、地域組合員から選任された理事のほか、信用事業については専任担当として業務精通理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

I. 当JAは、地域農業を守り組合員の社会的地位の向上と地域から愛されるJA活動をめざし、次の事業を通じて地域社会に貢献しています。

- ① 学童の体験農園を通じ、子供たちや地域の皆様に対して農業への理解を深めています。
- ② 農業まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。
- ③ 農産物直売所を設け、管内の新たな生産者を育成するとともに、地元産農産物の販売促進活動を通して地域農業の振興に取り組んでいます。
- ④ 農業者の所得税確定申告の相談を行うとともに、申告に必要なデータをJA系統独自のシステムで管理し、申告作業を支援しています。
- ⑤ JAが農業会計ソフトを導入して、地域の担い手農家、集落営農組織等に対する会計支援を行っています。
- ⑥ 管内産米の供給拠点であるJAグリーンでの直接販売や職員による「おにぎりの日」の設定と管内中学校の生徒対象に部活動応援として「おにぎり無料配布」を行うことで、管内産米の消費拡大に取り組んでいます。

II. 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

- ① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援（JAバンク石川の農業メインバンク機能強化への取り組み）

当JAは、地域における農業者との結びつきを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

平成29年3月末時点において、農業関係資金残高399百万円を取扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

営農類型別や資金種類の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取扱状況についてはP.25の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当JAは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。企画・営農・経済・信用各部門が月次定例会を開催するなど、農業融資担当者が、営農・経済部門からもたらされた情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を行っています。また、本店には「担い手金融リーダー」を設置し、農業融資担当者の活動をサポートしています。

- ② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	平成29年3月末残高
就農支援資金(転貸)	—	—	—
合計	—	—	—

イ. 対応力向上のための職員教育

農業者に対する支援活動を展開する中で、職員の対応力を高めるため、セミナーの受講や資格取得を奨励しています。

セミナー・資格名等	主催者	有資格者
農業経営アドバイザー資格	日本プロ農業総合支援機構	15名

- ③ 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の提供
当JAでは、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

【平成 28 年度負債整理資金の貸出実績】

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	平成 29 年 3 月末残高
農業経営負担軽減支援資金	—	—	—
畜産特別資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

・ 農業経営負担軽減支援資金は、営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換えのための制度資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

・ 畜産特別資金は、過去の負債の償還が困難な畜産経営者に対する長期・低利の借換資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. JAバンク食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、農業体験学習の受け入れ等に取組んでいます。

活動名	活動内容
学童農園	水稻（田植え、稲刈り）、ジャガイモ栽培等

(2) 地域貢献活動

① 中山間地域における買い物弱者への対応として、買い物支援事業を行なっております。

また、当該事業は能美市との連携の下、独居老人等を見守る活動としても機能させており、石川県の地域見守りネットワークへの加盟も含め、事業活動を通じた地域貢献に努めています。

② 年金友の会の活動を通して、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。

③ 各支店において、定期的な年金無料相談会を開催しています。

④ 女性部活動の一環として、カルチャー活動のほか、加工部会を通じた地元産食材を使った加工食品の商品化と地域の食文化の発信に取り組んでいます。

⑤ 青壮年部活動の一環としては、「カーブミラー清掃」、「福祉施設への新米贈呈」など、地域内におけるボランティア活動に積極的に参加しています。

⑥ ホームページを活用し、地域の方々にとって有益な情報提供を行うとともに、月間広報誌（10月 は欠号）「JAN」を発行して、適時広範な情報提供に努めています。

4. 事業の概況（平成 28 年度）

◇ 全体的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

平成 28 年度は、農業・JA を取り巻く情勢は激動の一年でありました。TPP の大筋合意を受け TPP 関連法案も国会決議されたものの、協定の発効については厳しい状況になったことで、米国抜きでの発効に向け再交渉が開始されることとなり、更には現在交渉が進められている EU との EPA、米国との 2 国間 FTA 等、着地点が再び漂流し、不透明感が増すこととなり、TPP 以上の農産物自由化への要求も危惧されます。

一方で、JA 改革では平成 26 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」を起点に 5 年間で農協改革集中期間として規制改革推進会議が自己改革の実施状況をフォローアップするとされており、更には今国会で決議された「農業競争力強化支援法」では、附則として国が農業生産の流通状況を調査し 2 年以内に進捗状況を精査すると規定したことで、正に平成 31 年 5 月までの 3 年間で改革の正念場となり、成果が問われる事となりました。

このような中、「食と農を基軸とした地域に根差した組織」であり続けるため、「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の 3 つの目標を掲げた第 6 次中期経営計画の初年度として、各部門ともに策定したアクションプランに基づく取り組みを進めました。営農・経済においては、「地域農業の振興」と「地域コミュニティの活性化」を目指して、TAC の機能向上と 6 次産業化の推進、組合員のメンバーシップの強化に取り組み、一定の成果を得ました。その他の事業部門においても、主要課題への取り組みが進み、

概ね事業計画を達成することができました。この結果、事業総利益は 1,375 百万円(計画:1,374 百万円)、税引前当期利益でも 268 百万円(計画:184 百万円)と事業総利益、税引前当期利益ともに計画を上回り、当期剰余金においても 225 百万円(計画:130 百万円)を確保することができました。また、財務状況については、総資産が 350 百万円あまり増加した中、自己資本比率では 28.97%(前年度比△0.51 ポイント)と 28% 台を確保することができ、着実に財務基盤の強化を進めることができました。

◇信用事業〔活動・実績〕

地域の農業とくらしを支える金融機関として、組合員・利用者の皆様から信頼され安心してご利用いただける組織づくりに努め、利用者の皆様の個々のニーズに対し最適な商品提案と総合相談機能の構築に取り組みました。また、担い手農業者の皆様にとって、なくてはならない金融機関となるため、営農指導部門等との連携による恒常的訪問活動にも取り組みました。

◇共済事業〔活動・実績〕

地域に求められる JA 共済を目指し、スタートから 10 年目となる 3Q 訪問活動を積極的に展開し、組合員・利用者の皆様の個々のニーズに応じた保障提案と相談活動を実践しました。

また、地域農業の応援強化として、営農指導部門と連携し農業リスクに対応する保障の提案活動に取り組みました。

◇農業関連事業〔活動・実績〕

平成 28 年 4 月 1 日に農協の自己改革が盛り込まれた改正農協法が施行されました。こうした中、「農家所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を重点目標とした事業展開に努め、これに資する地域農業振興大会の開催や、集落座談会等での生産者の皆様との話し合いを行いました。またこの意向を礎として、農地フル活用による生産振興と販売力の強化等による「産地づくり」をはじめ、重点目標達成に向けた取り組みを進めました。

◇生活関連事業〔活動・実績〕

営農と生活を支える事業として、組合員・地域の皆様とのつながりを強める取り組みを進めることで、地域に根ざした JA として、安全・安心で豊かな暮らしやすい活発で元気な地域、JA のファンづくりに努めました。

◆対処すべき重要な課題

①地域農業の振興による「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」

認定農業者、農業生産法人、集落営農組織など地域に則した多様な形態の担い手を育成支援し、「農業者の所得増大」と地域農業の振興に努めます。

合わせて、地域の特産品を生かした加工事業の展開と既存産地の強化や、農業の 6 次産業化を推進し、「農業生産の拡大」にもつなげます。

②事業(協同)活動を礎とした地域インフラ機能の発揮による地域貢献

全部門の事業活動を通じた地域インフラ機能を持続的に発揮することで、組合員・利用者をはじめとした地域社会への貢献に取り組みます。

③地域コミュニティの活性化による組合員のメンバーシップの強化、女性参画と准組合員の意向を反映した組織基盤の拡充

事業活動(協同組合活動)・「食と農」を基軸とした支店地域協同活動を通して、地域に根ざした組織づくりを行い、組合員のメンバーシップの強化に取り組みます。

また、女性理事や女性総代をはじめとする女性組合員の活動機会の拡充を図ることにより、女性参画による組織基盤の強化に取り組みます。

加えて、准組合員の意向を反映し、事業活動の活性化を図ります。

④総合力発揮による事業基盤の強化と新たな取り組みへの挑戦

総合力を発揮した組合員・利用者への直接メリット還元制度の充実と広報活動により、組合員・利用者はもとより、地域の皆様に必要とされる総合サービスの提供と相談機能の強化に取り組みむとともに、組合員加入促進を展開する中で、地域に密着した事業基盤の構築に取り組みます。

また、新たな需要開拓の挑戦などの自己改革に取り組みます。

⑤人材育成と活力ある組織づくり

地域になくてはならない組織であり続けるため、能力を高める総合的な教育・研修体系による有能な人材育成に取り組みます。

また、能力を発揮できる活力ある職場環境の整備に取り組みます。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し、能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

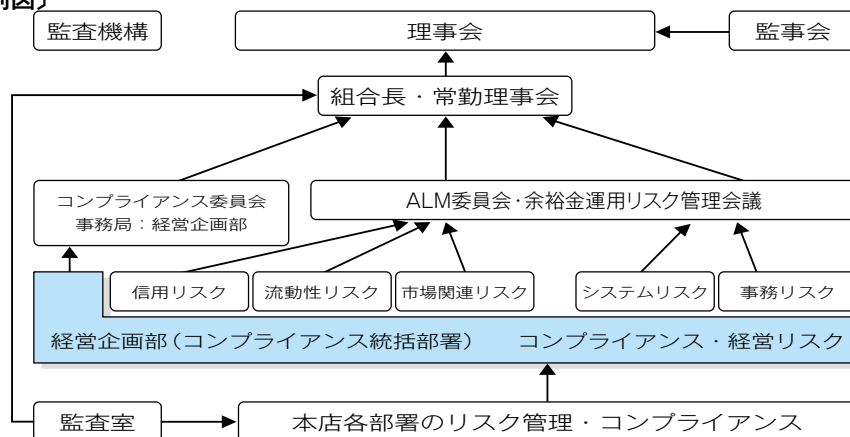
⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

〔リスク管理体制図〕



【管理体制】

● ALM 委員会・余裕金運用リスク管理会議（両会議とも月次開催）

ALM 委員会では、運用・調達全体における金利感応度分析及び当面の金利・相場見通しを検証。運用リスク管理会議においては、前月末までの余裕金運用実績、有価証券の損益状況、金融機関・債券発行体に対する与信状況等を検証。

● リスク管理委員会

月次の業務フローチェック、自店検査の結果からリスクの所在を明らかにし、業務改善指導を行なう。（事務局：経営企画部）

● コンプライアンス委員会

コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムや関係諸規程の見直し、進捗状況の確認などを行っています。

● 内部監査

監査室は、内部監査を通して各種リスクの所在を把握し、改善を要する事項については常勤役員及び部門長とのヒアリングで改善指導を行なっています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報取得の際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 4 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 9 項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 JA は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除く、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔利益相反管理方針〕

当 JA では、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し取り組んでおります。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当 JA の苦情等受付窓口（電話：0761-57-3505（月～金 8 時 30 分～ 17 時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または石川県JAバンク相談所（電話：076-240-5219）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（財）自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

（財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

（財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

（共済事業の紛争解決措置利用にあたっては、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

〔金融円滑化にかかる基本方針〕

平成21年12月金融円滑化法施行以来、合計6件35百万円（平成29年3月31日まで）の貸付条件変更申込があり、当該取引先のキャッシュ・フロー検証や対象中小企業等の業況・特性をも踏まえた審査の結果、全件について対応処理いたしました。

なお、貸付条件変更先については、定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めております。

6. 事業のご案内

〔信用事業〕

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域のみなさまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCDオンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

4. 国債の窓口販売業務

個人向け国債及び中・長期利付国債の窓口販売業務を行っています。

〔共済事業〕

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、賠償責任共済、定額定期総合共済、自賠償共済

〔経済事業〕

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配や生活福祉事業（健康管理活動・生きがいづくり活動）を行っています。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

科 目 (資産の部)	資 産	
	平成27年度	平成28年度
1. 信用事業資産	68,188,091	68,348,104
(1) 現金	202,833	199,958
(2) 預金	52,789,434	53,662,967
系統預金	52,785,388	53,658,116
系統外預金	4,045	4,851
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	314,201	311,090
(7) 貸出金	14,919,820	14,193,769
(8) その他の信用事業資産	48,874	50,199
未収収益	37,624	36,642
その他の資産	11,249	13,557
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	△87,071	△69,880
2. 共済事業資産	23,542	25,010
(1) 共済貸付金	8,920	8,490
(2) 共済未収利息	97	117
(3) その他の共済事業資産	14,524	16,403
(4) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	474,981	561,259
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	222,266	223,115
(3) 経済受託債権	9,811	55,738
(4) 棚卸資産	225,571	263,688
購買品	210,544	247,524
その他の棚卸資産	15,026	16,163
(5) その他の経済事業資産	18,246	22,011
(6) 貸倒引当金	△915	△3,294
4. 雑資産	110,846	107,494
5. 固定資産	1,656,873	1,796,438
(1) 有形固定資産	1,653,728	1,794,086
建物	2,368,694	2,491,345
機械装置	909,040	973,437
土地	733,519	732,398
リース資産	28,728	28,728
建設仮勘定	5,582	6,408
その他の有形固定資産	966,945	1,006,048
減価償却累計額	△3,358,782	△3,444,279
(2) 無形固定資産	3,145	2,351
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	3,145	2,351
6. 外部出資	2,103,414	2,058,254
(1) 外部出資	2,103,414	2,058,254
系統出資	2,017,060	1,971,900
系統外出資	86,354	86,354
子会社等出資	—	—
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	—	—
8. 繰延税金資産	33,097	44,721
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	72,590,847	72,941,284

負債及び純資産		
科目	平成27年度	平成28年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	64,429,575	64,880,912
(1) 貯金	64,219,157	64,562,797
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	15,983	14,016
(4) その他の信用事業負債	194,434	304,098
未払費用	38,371	45,313
その他の負債	156,062	258,784
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	1,098,664	682,011
(1) 共済借入金	9,280	8,998
(2) 共済資金	895,902	477,125
(3) 共済未払利息	99	130
(4) 未経過共済付加収入	188,110	188,445
(5) 共済未払費用	4,468	4,957
(6) その他の共済事業負債	801	2,353
3. 経済事業負債	405,734	567,088
(1) 支払手形	—	—
(2) 経済事業未払金	303,697	443,684
(3) 経済受託債務	86,517	105,246
(4) その他の経済事業負債	15,519	18,157
4. 設備借入金	—	—
5. 雑負債	197,528	165,627
(1) 未払法人税等	58,300	46,087
(2) リース債務	17,595	14,244
(3) 資産除去債務	—	—
(4) その他の負債	121,632	105,295
6. 諸引当金	119,664	95,977
(1) 賞与引当金	46,060	43,780
(2) 退職給付引当金	51,038	25,191
(3) 役員退職慰労引当金	22,566	27,006
(4) ポイント引当金	—	—
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	66,251,167	66,391,618
(純資産の部)		
1. 組合員資本	6,329,407	6,541,643
(1) 出資金	1,245,480	1,253,500
(2) 回転出資金	—	—
(3) 資本準備金	—	—
(4) 利益剰余金	5,089,457	5,290,353
利益準備金	2,513,862	2,513,862
その他利益剰余金	2,575,594	2,776,490
任意積立金	2,291,332	2,459,449
リスク管理積立金	987,363	1,095,480
農業経営基盤積立金	—	—
施設整備積立金	—	—
記念事業積立金	—	—
福祉事業積立金	—	—
税効果積立金	37,025	37,025
宅地等供給事業積立金	—	—
農業経営事業積立金	—	—
特別積立金	1,266,943	1,326,943
当期末処分剰余金	284,262	317,041
(うち当期剰余金)	(194,296)	(225,643)
(5) 処分未済持分	△5,530	△2,210
2. 評価・換算差額等	10,273	8,022
(1) その他有価証券評価差額金	10,273	8,022
(2) 土地再評価差額金	—	—
純資産の部合計	6,339,680	6,549,665
負債及び純資産の部合計	72,590,847	72,941,284

※ 千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

2. 損益計算書

科 目	平成27年度	平成28年度
1. 事業総利益	1,380,544	1,375,788
(1) 信用事業収益	567,396	555,477
資金運用収益	509,101	499,720
(うち預金利息)	(255,840)	(263,997)
(うち有価証券利息)	(3,375)	(1,289)
(うち貸出金利息)	(173,662)	(157,039)
(うちその他受入利息)	(76,222)	(77,393)
役務取引等収益	18,266	19,052
その他事業直接収益	11,837	—
その他経常収益	28,191	36,705
(2) 信用事業費用	151,464	137,899
資金調達費用	45,021	42,661
(うち貯金利息)	(41,087)	(39,726)
(うち給付補填備金繰入)	(2,656)	(2,027)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(251)	(222)
(うちその他支払利息)	(1,026)	(683)
役務取引等費用	8,238	8,516
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	98,205	86,721
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△921)	(△17,141)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	415,932	417,578
(3) 共済事業収益	524,974	524,060
共済付加収入	473,115	470,944
共済貸付金利息	215	258
その他の収益	51,643	52,856
(4) 共済事業費用	29,026	28,527
共済借入金利息	208	254
共済推進費	9,701	9,789
共済保全費	2,682	2,744
その他の費用	16,433	15,739
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒金償却)	(—)	(—)
共済事業総利益	495,947	495,532
(5) 購買事業収益	2,563,942	2,374,107
購買品供給高	2,443,744	2,259,161
購買手数料	9,634	12,369
修理サービス料	86,405	80,223
その他の収益	24,158	22,352
(6) 購買事業費用	2,240,078	2,075,172
購買品供給原価	2,094,184	1,940,803
購買供給費	100,062	102,976
修理サービス費	—	—
その他の費用	45,831	31,391
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2)	(2,367)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
購買事業総利益	323,864	298,935
(7) 販売事業収益	72,824	99,718
販売品販売高	—	—
販売手数料	62,265	84,758
その他の収益	10,558	14,960
(8) 販売事業費用	2,223	20,232
販売品販売原価	—	—
販売費	230	—
その他の費用	1,992	20,232
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△40)	(11)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
販売事業総利益	70,601	79,486

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
(9)保管事業収益	42,120	45,070
(10)保管事業費用	16,979	17,516
保管事業総利益	25,141	27,554
(11)加工事業収益	35,604	36,825
(12)加工事業費用	22,572	23,502
加工事業総利益	13,031	13,322
(13)利用事業収益	288,315	285,232
(14)利用事業費用	221,715	211,312
利用事業総利益	66,600	73,919
(15)その他事業収益	15,243	13,332
(16)その他事業費用	14,996	13,107
その他事業総利益	247	225
(17)指導事業収入	4,762	5,599
(18)指導事業支出	35,584	36,364
指導事業収支差額	△30,821	△30,764
2. 事業管理費	1,141,451	1,136,377
(1)人件費	883,318	892,752
(2)業務費	50,105	51,541
(3)諸税負担金	44,784	44,010
(4)施設費	149,509	145,346
(5)その他費用	13,733	2,727
事業利益	239,092	239,411
3. 事業外収益	43,188	46,214
(1)受取雑利息	423	316
(2)受取出資配当金	37,994	36,697
(3)賃貸料	2,740	2,565
(4)償却債権取立益	—	—
(5)雑収入	2,029	6,635
4. 事業外費用	1	1,121
(1)支払雑利息	—	—
(2)貸倒損失	—	—
(3)寄付金	1	1,121
(4)賃貸費用	—	—
(5)雑損失	—	—
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
経常利益	282,278	284,504
5. 特別利益	34,770	24,919
(1)固定資産処分益	22,879	—
(2)一般補助金	7,066	—
(3)特定資産特別勘定戻入	—	13,918
(4)その他の特別利益	4,824	11,000
6. 特別損失	49,418	40,962
(1)固定資産処分損	26,556	7,202
(2)固定資産圧縮損	—	20,927
(3)減損損失	1,525	11,882
(4)その他の特別損失	21,335	949
税引前当期利益	267,630	268,460
法人税、住民税及び事業税	66,058	53,581
法人税等調整額	7,275	△10,763
法人税等合計	73,334	42,817
当期剰余金	194,296	225,643
当期首繰越剰余金	51,164	79,515
税効果積立金取崩額	7,275	—
リスク管理積立金取崩額	1,525	11,882
記念事業積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	284,262	317,041

(注) 農業倉庫業法廃止に伴い、平成28年度より農業倉庫事業から保管事業へ変更されております。

3. キャッシュ・フロー計算書

科 目	平成27年度	平成28年度
1.事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	267,630	268,460
減価償却費	100,813	102,322
減損損失	1,525	11,882
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△964	△14,812
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,720	△2,280
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△6,090	△21,406
その他引当金等の増減額(△は減少)	—	—
信用事業資金運用収益	△509,101	△499,720
信用事業資金調達費用	45,021	42,661
共済貸付金利息	△215	△258
共済借入金利息	208	254
受取雑利息及び受取出資配当金	△38,033	△36,761
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益(△は益)	△11,837	—
固定資産売却損益(△は益)	3,676	14,212
外部出資関係損益(△は益)	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△)	△1,548,116	726,050
預金の純増減(△)	△1,000,000	△855,881
貯金の純増減(△)	419,082	343,640
信用事業借入金の純増減(△)	△2,393	△1,967
その他信用事業資産の増減	2,718	△2,346
その他信用事業負債の増減	19,966	103,339
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減(△)	△724	430
共済借入金の純増減(△)	1,044	△282
共済資金の純増減(△)	452,398	△418,777
その他共済事業資産の増減	△463	△1,879
その他共済事業負債の増減	△51	2,375
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△)	22,489	△848
経済受託債権の純増減(△)	△2,633	△45,927
棚卸資産の純増減(△)	△25,895	△38,116
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△19,573	139,987
経済受託債務の純増減(△)	35,734	18,729
その他経済事業資産の増減	14,974	△3,764
その他経済事業負債の増減	△614	2,637
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△58,124	3,352
その他負債の増減	△4,772	8,458
未払消費税の増減額	9,979	△14,228

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
信用事業資金運用による収入	508,968	500,730
信用事業資金調達による支出	△40,713	△36,325
共済貸付金利息による収入	212	238
共済借入金利息による支出	△205	△222
事業分量配当金の支払額	—	—
小 計	△1,362,356	293,957
雑利息及び出資配当金の受取額	38,033	36,761
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△36,144	△65,794
事業活動によるキャッシュ・フロー	△1,360,467	264,924
2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△501,333	—
有価証券の売却等による収入	413,170	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△58,976	△281,900
固定資産の売却による収入	31,921	—
補助金の受入による収入	—	—
外部出資による支出	△1,910	—
外部出資の売却等による収入	43,832	45,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,295	△236,740
3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入れの返済による支出	—	—
出資の増額による収入	36,010	43,670
出資の払戻しによる支出	△40,360	△35,650
回転出資金の受入による収入	—	—
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
持分の取得による支出	△5,530	△2,210
持分の譲渡による収入	4,490	5,530
出資配当金の支払額	△18,630	△24,746
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,020	△13,406
4.現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5.現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△1,457,784	14,776
6.現金及び現金同等物の期首残高	2,247,052	789,267
7.現金及び現金同等物の期末残高	789,267	804,044

※ 千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

4. 注記表 (平成 29 年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券 (株式形態の外部出資を含む) の評価基準及び評価方法
- ・ 満期保有目的の債券……償却原価法 (個別法による定額法)
 - ・ その他有価証券
- イ. 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ロ. 時価のないもの……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・ 購買品 (店舗在庫以外) ……最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・ 購買品 (店舗在庫) ……売価還元法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・ その他の棚卸資産 ……最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
- 定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
- なお、耐用年数及び残存価額については、耐用年数の短縮を行った資産を除き、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権 (要管理債権を含む) については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第 57 条の 9 により算定した金額に基づき計上しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シエアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

(5) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日) を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ 2,720 千円増加しています。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日) を当事業年度から適用しています。

3. 表示方法の変更に関する注記

直売所における産直品の表示の変更

従来、直売所における産直品の販売については、購買事業として購買品供給高・購買品供給原価 (うち産直品、前事業年度 213,750 千円、179,265 千円) に含めて表示していましたが、より適正に事業別の損益を表示するため、当事業年度から販売事業の販売手数料 (うち産直品 31,163 千円) に含めて表示しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,461,684 千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	493,238 千円
② 機械装置	420,954 千円
③ 土地	14,421 千円
④ その他の有形固定資産	533,069 千円

(2) 担保に供した資産

系統定期預金 1,000,000 千円を為替決済の担保に、系統外定期預金 3,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	39,309 千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	ありません

(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また延滞債権額は 75,119 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不図上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 75,119 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損会計に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合は、支店については管理会計の単位としている基幹支店を基本にグルーピングし、経済施設については施設単位でグルーピングしています。また、本店、農業関係施設等の共同利用施設については、JA 全体の共用資産としています。

- ②減損損失を認識した資産または資産グループの概要
当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
旧 粟 生 支 店	遊 休	建物等	業務外固定資産
辰口セルフ給油所	営業用店舗	建物等	
旧 山 上 第 一 支 店	遊 休	建物等	業務外固定資産

③減損損失の認識に至った経緯

旧粟生支店については、取り壊しの意思決定を行ったことから、償却資産（建物等）において帳簿価額を減損損失として認識しました。
辰口セルフ給油所については、事業収支が改善しているものの営業収支が2期連続赤字であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
また旧山上第一支店については、処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

旧粟生支店	8,657千円（建物等）	8,657千円
辰口セルフ給油所	3,108千円（建物等）	3,108千円
旧山上第一支店	116千円（建物等）	116千円
合 計	11,882千円（建物等）	11,882千円

⑤回収可能価額の算定方法

旧粟生支店の固定資産は取り壊しの意思決定を行ったため、備忘価額を回収可能価額としております。
辰口セルフ給油所固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。
旧山上第一支店固定資産の回収可能価額についても正味売却価額を採用しており、その時価は上記と同様です。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

貯金課（運用部門）は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。貯金課（運用部門）が行った取引については審査部（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が23,934千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預 金	53,662,967	53,644,277	△ 18,690
有 価 証 券	311,090	312,810	1,720
満期保有目的の債券	200,000	201,720	1,720
その他有価証券	111,090	111,090	—
貸 出 金	14,210,291		
貸倒引当金	△ 69,880		
貸倒引当金控除後	14,140,410	14,476,093	335,682
資 産 計	68,114,468	68,433,180	318,712
負 債 計	64,562,797	64,575,750	12,952
貸 借 計	64,562,797	64,575,750	12,952

(注) 1. 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金16,521千円を含めています。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したもののについては、当年度末においては、合理的に算定された価額をもって時価としています。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外 部 出 資	2,058,254
外部出資等損失引当金	-
外部出資等損失引当金控除後	2,058,254

(注) 外部出資のうち、市場価格のない株式については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	53,662,967	-	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	100,000	100,000	100,000
満期保有目的の債券	-	-	-	100,000	100,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	100,000
貸 出 金	1,406,438	1,185,344	1,006,149	922,811	725,235	8,883,651
合 計	55,069,406	1,185,344	1,006,149	1,022,811	825,235	8,983,651

(注1) 貸出金のうち、当座貸越 262,757 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 64,138 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	51,679,196	6,665,656	4,872,018	435,604	439,355	470,965

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	200,000	201,720	1,720
国 債			

- ②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	取得原価又は償却原価 (A)	貸借対照表計上額 (B)	差 額 (B) - (A)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	100,000	111,090	11,090
地 方 債			

(注) 上記評価差額から繰延税金負債 3,067 千円を差し引いた額 8,022 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券
当年度中に売却したその他有価証券はありません。
- (4) 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当年度中に減損処理を行った有価証券
当年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	51,038
退 職 給 付 費 用	47,562
退 職 給 付 の 支 払 額	△ 46,078
確 定 給 付 企 業 年 金 掛 金	△ 27,331
期末における退職給付引当金	25,191

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	746,006
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△ 720,814
未 積 立 退 職 給 付 債 務	25,191
退 職 給 付 引 当 金	25,191

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤 務 費 用	47,562
退 職 給 付 費 用 計	47,562

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,505 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 29 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 153,192 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
貸倒引当金繰入限度超過額	7,224
退 職 給 付 引 当 金	6,968
賞 与 引 当 金	12,109
減 損 損 失 否 認 額	16,723
減 価 償 却 超 過 額	5,155
役員退職慰労引当金	7,469
そ の 他	8,952
繰 延 税 金 資 産 小 計	64,604
評 価 性 引 当 額	△ 12,464
繰 延 税 金 資 産 合 計	52,140
その他有価証券評価差額金	3,067
全農統合に係る合併交付金	4,351
繰 延 税 金 負 債 合 計	7,418
繰 延 税 金 資 産 純 額	44,721

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.4%
評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 6.9%
事業分量配当の損金不算入額	△ 2.2%
住 民 税 均 等 割	1.2%
税 額 控 除	△ 2.7%
そ の 他	△ 0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.9%

10. その他の注記

- (1) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、961,065 千円であります。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	平成 27 年 度	平成 28 年 度
1. 当期末処分剰余金	284,262	317,041
2. 剰余金処分量	204,746	230,746
(1) 利益準備金	—	—
(2) 任意積立金	180,000	190,763
リスク管理積立金	120,000	120,000
税効果等積立金	—	10,763
特別積立金	60,000	60,000
(3) 出資配当金 (年率)	24,746 (2.0%)	18,573 (1.5%)
3. 次期繰越剰余金	79,515	86,294

注

1. 出資配当は年 1.5%の割合です。
2. 平成 28 年度は事業分量配当金として次の基準・金額を配当します。

(単位：千円)

事業分量配当の基準 (項目)	計算基礎及び率	事業分量配当金額
米出荷米 (主食用米)	60 キログラムあたり 200 円	17,922
購買品取扱高 (自動車)	1%	1,815
購買品取扱高 (大型農機)	1%	1,672

- * 大型農機とは、田植機・コンバイン・乾燥調製機・トラクター・乗用管理機といたします。
- * 事業分量配当金額については税別となっています。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 12,000 千円が含まれています。

4. 任意積立金における目的積立金の積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の損害に伴う修繕費用や資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立金対象資産 (貸出金、未収金等の債券、有価証券等の債券、預け金、固定資産) 帳簿価額の 35/1000 に達する額。	次の事象が発生した場合 1. 不良債権の処理 2. 有価証券処分・評価損計上 3. 預け金に係る損失の計上 4. 損害賠償義務・訴訟費用 5. 固定資産の減損損失計上 6. 地震・火災等の災害による修繕費用 7. 農林年金制度変更に伴う費用
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

平成 27 年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,115,185	567,396	524,974	1,256,532	1,761,628	4,652	
事業費用 ②	2,734,640	152,516	29,946	972,015	1,550,243	29,917	
事業総利益③ (①-②)	1,380,544	414,880	495,027	284,516	211,385	△ 25,264	
事業管理費④	1,141,451	332,612	299,271	245,032	227,908	36,627	
(うち減価償却費⑤-1)	(100,813)	(13,670)	(13,865)	(57,632)	(14,897)	(747)	
(うち人件費⑤-2)	(883,318)	(272,907)	(234,766)	(156,931)	(186,381)	(32,331)	
※ うち共通管理費⑥		96,805	109,431	65,175	49,648	—	△ 321,060
(うち減価償却費⑦-1)		(12,302)	(13,589)	(1,508)	(875)	(—)	(△ 28,276)
(うち人件費⑦-2)		(46,543)	(53,243)	(35,809)	(27,213)	(—)	(△ 162,809)
事業利益 ⑧ (③-④)	239,092	82,267	195,756	39,484	△ 16,523	△ 61,892	
事業外収益 ⑨	43,188	22,849	14,095	4,685	712	844	
※ うち共通分 ⑩		1,005	1,313	341	423	80	△ 3,164
事業外費用 ⑪	1	0	0	0	0	—	
※ うち共通分 ⑫		0	0	0	0	—	△ 1
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	282,278	105,116	209,850	44,169	△ 15,811	△ 61,047	
特別利益 ⑭	34,770	11,484	5,673	12,224	5,387	—	
※ うち共通分 ⑮		5,096	5,673	7,391	5,387	—	△ 23,549
特別損失 ⑯	49,418	19,538	14,157	8,679	7,028	14	
※ うち共通分 ⑰		13,041	14,157	8,163	5,720	14	△ 41,097
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	267,630	97,063	201,367	47,714	△ 17,451	△ 61,062	
営農指導事業分配賦額⑲				61,062		61,062	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	267,630	97,063	201,367	△ 13,347	△ 17,451		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	30	34	20	16	0	100
営農指導事業	—	—	100	—	—	100

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,939,423	555,477	524,060	1,350,227	1,504,422	5,236	
事業費用 ②	2,563,635	139,051	29,556	1,041,097	1,323,331	30,597	
事業総利益③ (①-②)	1,375,788	416,425	494,503	309,129	181,090	△ 25,361	
事業管理費④	1,136,377	344,314	270,969	264,166	215,910	41,015	
(うち減価償却費⑤-1)	(102,322)	(14,165)	(13,465)	(57,797)	(15,380)	(1,514)	
(うち人件費⑤-2)	(892,752)	(283,748)	(218,942)	(175,209)	(178,832)	(36,019)	
※ うち共通管理費⑥		99,117	92,434	66,589	42,459	26	△ 300,626
(うち減価償却費⑦-1)		(12,814)	(13,289)	(2,973)	(2,156)	(2)	(△ 31,235)
(うち人件費⑦-2)		(47,585)	(47,093)	(35,657)	(23,176)	(—)	(△ 34,423)
事業利益 ⑧ (③-④)	239,411	72,111	223,534	44,962	△ 34,820	△ 66,376	
事業外収益 ⑨	46,214	23,299	14,674	3,448	580	4,209	
※ うち共通分 ⑩		1,506	1,893	427	328	29	△ 4,185
事業外費用 ⑪	1,121	241	213	422	233	10	
※ うち共通分 ⑫		241	213	422	233	10	△ 1,121
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	284,504	95,169	237,996	47,988	△ 34,473	△ 62,176	
特別利益 ⑭	24,919	9,071	4,594	81	11,172	—	
※ うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	40,962	11,284	6,545	10,201	12,931	0	
※ うち共通分 ⑰		2,212	1,951	2,930	1,693	—	△ 8,787
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	268,460	92,956	236,045	37,868	△ 36,232	△ 62,176	
営農指導事業分配賦額⑲				62,176		△ 62,176	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	268,460	92,956	236,045	△ 24,308	△ 36,232		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。
- (2) 営農指導事業
農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	33%	31%	22%	14%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 JA の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 29 年 7 月 20 日 能美農業協同組合

代表理事組合長

大井 重夫

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経 常 収 益	4,720,863	4,652,876	4,289,482	4,115,185	3,939,423
信用事業収益	593,846	607,633	587,807	567,396	555,477
共済事業収益	520,666	504,437	504,416	524,974	524,060
農業関連事業収益	1,293,304	1,444,742	1,218,904	1,256,532	1,350,227
その他事業収益	2,313,046	2,096,063	1,978,354	1,766,281	1,509,658
経 常 利 益	277,005	313,735	209,925	282,278	284,504
当 期 剰 余 金	186,179	188,294	167,187	194,296	225,643
出 資 金	1,268,750	1,258,000	1,249,830	1,245,480	1,253,500
(出資口数)	(126,875)	(125,800)	(124,983)	(124,548)	(125,350)
純 資 産 額	5,895,853	6,035,019	6,159,131	6,339,680	6,549,665
総 資 産 額	68,767,115	69,709,795	71,448,301	72,590,847	72,941,284
貯 金 残 高	60,977,661	62,045,249	63,800,075	64,219,157	64,562,797
貸 出 金 残 高	13,848,027	13,102,006	13,371,703	14,919,820	14,193,769
有 価 証 券 残 高	1,555,058	1,020,199	200,000	314,201	311,090
剰 余 金 配 当 金 額	18,748	18,766	18,630	24,746	39,983
出 資 配 当 金	18,748	18,766	18,630	24,746	18,573
事業分量配当金	—	—	—	—	21,410
職 員 数	134	132	136	139	129
単体自己資本比率	28.27	28.53	28.18	29.48	28.97

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	増減
資 金 運 用 収 益	509,101	499,720	△ 9,381
役 務 取 引 等 収 益	18,266	19,052	785
その他信用事業収益	40,028	36,705	△ 3,323
合 計	567,396	555,477	△ 11,919
資 金 調 達 費 用	45,021	42,661	△ 2,359
役 務 取 引 等 費 用	8,238	8,516	278
その他信用事業費用	98,205	86,721	△ 11,483
合 計	151,464	137,899	△ 13,565
信 用 事 業 粗 利 益	415,932	417,578	1,646
信 用 事 業 粗 利 益 率	0.61	0.61	0.00
事 業 粗 利 益	1,380,544	1,375,788	△ 4,756
事 業 粗 利 益 率	1.90	1.89	△ 0.02

- (注) 1. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	平 成 27 年 度			平 成 28 年 度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	67,918,227	432,878	0.64	68,461,418	422,156	0.62
預 金	52,432,831	255,840	0.49	53,528,372	263,997	0.49
有 価 証 券	482,983	3,375	0.70	300,000	1,289	0.43
貸 出 金	15,002,413	173,662	1.16	14,633,046	156,870	1.07
資金調達勘定	65,150,472	43,995	0.07	65,582,374	41,976	0.06
貯 金・定期積金	65,132,608	43,743	0.07	65,568,358	41,754	0.06
借 入 金	17,864	251	1.41	14,016	222	1.58
総資金利ざや			0.06			0.03

- (注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度
受 取 利 息	△ 1,789	△ 9,381
預 金 利 息	△ 4,904	8,157
有 価 証 券 利 息	1,676	△ 2,085
貸 出 金 利 息	2,820	△ 16,623
そ の 他 受 入 利 息	△ 1,382	1,170
支 払 利 息	2,991	△ 2,359
貯 金 利 息	3,842	△ 1,360
給 付 補 填 備 金 繰 入	△ 790	△ 628
譲 渡 性 貯 金 利 息	—	—
借 入 金 利 息	△ 26	△ 28
そ の 他 支 払 利 息	△ 33	△ 342
差 引	△ 4,781	△ 7,021

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金

①種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
要 求 払 貯 金	14,043	15,038	995
当 座 貯 金	38	39	1
普 通 貯 金	13,548	14,440	891
貯 蓄 貯 金	88	84	△ 3
通 知 貯 金	358	466	107
別 段 貯 金	9	7	△ 1
そ の 他 の 貯 金	—	—	—
定 期 性 貯 金	51,089	50,529	△ 559
定 期 貯 金	47,897	47,584	△ 312
財 形 貯 蓄	72	76	4
積 立 定 期 貯 金	99	90	△ 8
定 期 積 金	3,012	2,772	△ 240
そ の 他 の 貯 金	7	5	△ 1
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	65,132	65,568	435

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
定 期 貯 金	47,123	46,511	△ 612
うち固定金利定期	47,117	46,506	△ 612
うち変動金利定期	5	5	0

(2) 貸出金

①種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
手形貸付金	14	5	△ 9
証書貸付金	13,802	13,452	△ 349
当座貸越	257	246	△ 11
金融機関貸付	928	928	—
合 計	15,002	14,633	△ 369
割引手形	—	—	—

②貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
固定金利貸出	13,100	12,416	△ 684
変動金利貸出	1,819	1,777	△ 42
合 計	14,919	14,193	△ 726

③貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減	
担 保	貯 金	377	396	18
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	1,706	1,472	△ 234
	そ の 他 担 保	718	617	△ 100
計	2,802	2,485	△ 317	
保 証	農業信用基金協会保証	5,588	5,557	△ 30
	そ の 他 保 証	894	785	△ 109
	計	6,482	6,342	△ 140
信 用	5,634	5,365	△ 269	
合 計	14,919	14,193	△ 726	

④債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
設 備 資 金	7,057	6,799	△ 258
運 転 資 金	7,862	7,394	△ 468
合 計	14,919	14,193	△ 726

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連(自動車ローンを除く)」が該当します。

⑥貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類		平成 27 年度	構成比	平成 28 年度	構成比	増 減
法	農 業 ・ 林 業	456	3.0	415	2.9	△ 40
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	1,520	10.1	1,428	10.0	△ 91
	鉱 業	61	0.4	82	0.5	20
	建 設 業	697	4.6	633	4.4	△ 64
	不 動 産 業	170	1.1	151	1.0	△ 19
	電気・ガス・熱供給・水道業	70	0.4	63	0.4	△ 6
	運 輸 ・ 通 信 業	246	1.6	208	1.4	△ 37
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	197	1.3	174	1.2	△ 23
	サ ー ビ ス 業	1,117	7.4	1,090	7.6	△ 27
	金 融 ・ 保 険 業	1,044	7.0	1,000	7.0	△ 44
人	地 方 公 共 団 体	5,925	39.7	5,517	38.8	△ 408
	そ の 他	71	0.4	81	0.5	10
	個 人	3,339	22.3	3,347	23.5	7
合 計		14,919	100.0	14,193	100.0	△ 726

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
農 業	403	399	△ 4
穀 作	131	145	14
野 菜 ・ 園 芸	15	13	△ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	6	5	△ 1
養 鶏 ・ 養 卵	7	5	△ 2
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	244	231	△ 13
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	403	399	△ 4

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	272	222	△ 50
農 業 制 度 資 金	131	177	46
うち農業近代化資金	100	147	47
うちその他制度資金	31	30	△ 1
合 計	403	399	△ 4

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧リスク管理債権額

(単位：百万円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
破綻先債権額 (A)	—	—	—
延滞債権額 (B)	115	75	△ 40
3カ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	—	—	—
リスク管理債権合計額 (E) = (A) + (B) + (C) + (D)	115	75	△ 40

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ア)	81	65	△ 16
危険債権 (イ)	34	9	△ 25
要管理債権 (ウ)	—	—	—
小計(金融再生法開示債権合計額) (A) = (ア) + (イ) + (ウ)	115	75	△ 40
保全額 (合計) (B)	115	75	△ 40
貸倒引当金	38	23	△ 15
担保・保証等による保全額	77	51	△ 26
保全率 (B) / (A)	100%	100%	—
正常債権 (エ)	14,812	14,125	△ 687
債権額合計 (ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	14,927	14,200	△ 727

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくもの（リスク管理債権）と金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産などの事由により経営破綻に陥っている先に対する債権やこれらに準ずる債権
危険債権
経営破綻の状態には至っていないが、財政状態や経営成績が悪化して、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
要管理債権
3カ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」に該当しないもの
正常債権
財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外のものに区分される債権

○ リスク管理債権の用語説明

破綻先債権
未収利息を計上していない貸出金のうち、破産法などの法的手続きが取られている先や手形交換所で取引停止処分などを受けた先に対する貸出金
延滞債権
未収利息を計上していない貸出金であって、破綻先債権及びお取引先の経営再建や支援を図るために利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
3カ月以上延滞債
元本や利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」「延滞債権」に該当しないもの
貸出条件緩和債権
お取引先の経営再建や支援のために、金利の減免、元本の支払猶予、債権放棄など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金で、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」に該当しないもの

○ 自己査定と金融再生法開示債権、リスク管理債権との関係

(単位：百万円)

自己査定債務者区分		金融再生法開示債権		リスク管理債権	
(総与信ベース)		(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)		(貸出金元金ベース)	
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	65	破綻先債権(A)	—	(注3)
実質破綻先	(注1)		延滞債権(B)	75	
破綻懸念先	危険債権(イ)	9	(注3)		
要注意先	要管理債権(ウ)	—	3カ月以上延滞債権(C)	—	
	(注2)		貸出条件緩和債権(D)	—	
正常先	正常債権(エ)	14,125	(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額		
			(注2) (C)又は(D)以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額		
		(注1)	(注3) 総与信と貸出金元金の差額		
		合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	14,200		
		開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ)	75	リスク管理債権計	75
		(正常債権14,125百万円を除く)		(A)+(B)+(C)+(D)	

①貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	平 成 27 年 度				
	期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	44,155	49,307		44,155	49,307
個別貸倒引当金	44,796	38,679	—	44,796	38,679
合 計	88,951	87,987	—	88,951	87,987

種 目	平 成 28 年 度				
	期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	49,307	47,056		49,307	47,056
個別貸倒引当金	38,679	26,118	—	38,679	26,118
合 計	87,987	73,175	—	87,987	73,175

②貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	平 成 27 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	15,742	17,331,823	80,189	26,240,658
代金取立為替	7	201	21	68,720
雑為替	2,276	1,207,060	1,598	328,468
合 計	18,025	18,539,085	81,808	26,637,847

種 類	平 成 28 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	16,112	16,266,768	78,727	25,501,123
代金取立為替	8	1,256	16	27,068
雑為替	2,305	1,156,507	1,682	364,788
合 計	18,425	17,424,532	80,425	25,892,980

(4) 有価証券

①保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
国 債	362,776	200,000	△ 162,776
地 方 債	76,503	100,000	23,497
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	43,704	—	△ 43,704
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—
合 計	482,983	300,000	△ 182,983
商 品 国 債	—	—	—

②保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	平成 27 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	100,000	100,000	—	—	—	200,000
地 方 債	—	—	—	—	—	100,000	—	100,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	100,000	100,000	—	100,000	—	300,000

種 類	平成 28 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	200,000	—	—	—	—	200,000
地 方 債	—	—	—	—	—	100,000	—	100,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	200,000	—	—	100,000	—	300,000

③有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	平成 27 年 度			平成 28 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	時価(B)	差額 (B)-(A)	貸借対照表 計上額(A)	時価(B)	差額 (B)-(A)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	200,000	202,310	2,310	200,000	201,720	1,720
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	200,000	202,310	2,310	200,000	201,720	1,720
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合計		200,000	202,310	2,310	200,000	201,720	1,720

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	平 成 27 年 度			平 成 28 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差額 (A)－(B)	貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差額 (A)－(B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	114,201	100,000	14,201	111,090	100,000	11,090
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	114,201	100,000	14,201	111,090	100,000	11,090
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合計		114,201	100,000	14,201	111,090	100,000	11,090

④金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	平 成 27 年 度		平 成 28 年 度		
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高	
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	6,258,899	111,933,210	6,292,792	108,175,819
	定 期 生 命 共 済	17,500	1,153,500	1,500	1,063,400
	養 老 生 命 共 済	1,067,791	25,020,648	812,961	22,820,833
	う ち こ ど も 共 済	572,917	10,528,852	569,300	10,396,740
	医 療 共 済	555,000	3,789,700	89,000	3,373,050
	が ん 共 済	—	452,000	—	425,000
	定 期 医 療 共 済	—	162,900	—	148,100
	介 護 共 済	272,387	521,799	202,971	680,630
	年 金 共 済	—	50,000	—	50,000
建 物 更 生 共 済	10,214,190	98,341,529	11,616,940	97,805,447	
合 計	18,385,768	241,425,287	19,016,165	234,542,280	

(注) 金額は、保証金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2)医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度		平成 28 年度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
医 療 共 済	4,450	46,359	811	48,250
が ん 共 済	1,824	10,315	180	10,815
定 期 医 療 共 済	15	1,820	—	1,627
合 計	6,289	58,494	991	60,962

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3)介護共済の介護共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度		平成 28 年度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
介 護 共 済	548,161	1,131,832	358,461	1,352,137

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度		平成 28 年度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
年 金 開 始 前	140,056	1,474,500	134,843	1,489,068
年 金 開 始 後	—	524,923	—	549,091
合 計	140,056	1,999,423	134,843	2,038,160

(注) 金額は、年金金額 (利率変動型年金にあっては、最低保証年金金額) を表示しています。

(5)短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度
火 災 共 済	25,296	26,527
自 動 車 共 済	374,505	374,351
傷 害 共 済	3,594	3,446
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—
賠 償 責 任 共 済	328	357
自 賠 責 共 済	50,442	50,078
合 計	454,167	454,760

(注) 金額は受入共済掛金を表示しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度		平成 28 年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	1,878,434	222,213	1,871,108	223,929
生活物資	565,309	127,345	388,053	94,428
合 計	2,443,744	349,559	2,259,161	318,357

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度		平成 28 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	974,407	52,542	1,182,738	45,364
米以外の農産物	121,205	9,650	142,699	8,197
畜産物	17,257	72	4,601	32
JAグリーン産直	—	—	219,325	31,163
合 計	1,112,871	62,265	1,549,363	84,758

(3) 保管事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度
収 益		
保管料	25,272	29,456
荷役料	9,311	7,914
検査手数料	5,508	5,644
その他の収益	2,027	1,965
費 用		
保管材料費	—	—
保管労務費	134	723
その他の費用	16,844	16,792
差 引	25,141	27,554

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	平成 27 年度		平成 28 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
ハトムギ加工事業	18,968	6,285	17,881	4,756
モチ加工事業	13,794	7,628	14,233	6,930
その他加工事業	2,841	△ 881	4,710	1,636
合 計	35,604	13,031	36,825	13,322

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	平成 27 年度		平成 28 年度	
	取扱数量・金額	手数料	取扱数量・金額	手数料
共 乾 施 設	3,380 t	31,070	3,359 t	41,035
育苗センター	173,573 箱	11,696	164,721 箱	4,188
その他利用事業	—	23,832	—	28,695
合 計	—	66,600	—	73,919

(6)指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度
収 益	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	277	277
	実 費 収 入	4,485	5,322
	その他の収入	—	—
費 用	営 農 改 善 費	25,853	27,033
	生活文化事業費	1,328	2,410
	教育 情 報 費	2,685	2,829
	協力団体育成費	5,716	4,091
	農 政 活 動 費	—	—
	相 談 活 動 費	—	—
差 引		△ 30,821	△ 30,764

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	増減
総資産経常利益率	0.39	0.39	0.00
資本経常利益率	4.59	4.50	△ 0.09
総資産当期純利益率	0.27	0.31	0.04
資本当期純利益率	3.16	3.57	0.41

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	増減
貯 貸 率	期 末	23.23	21.98	△ 1.25
	期中平均	23.03	22.32	△ 0.72
貯 証 率	期 末	0.49	0.48	△ 0.01
	期中平均	0.46	0.46	△ 0.00

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 29 年 3 月末における自己資本比率は、28.97%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	能美農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,253 百万円（前年度 1,245 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	27年度		28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,304		6,501	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,245		1,253	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	5,089		5,290	
うち、外部流出予定額 (△)	24		39	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5		△ 2	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	49		47	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	49		47	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうちコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,353		6,548	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	1	1	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	1	1	0
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0		1	
自己資本				
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	6,353		6,547	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	18,885		19,943	
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,341		△ 2,401	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1		0	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,342		△ 2,401	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,661		2,652	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	21,547		22,596	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	29.48%		28.97%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成 27 年 度			平成 28 年 度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	—	—	200	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,028	—	—	5,620	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	10	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	52,796	10,559	422	53,670	10,734	429
法人等向け	53	16	0	67	14	0
中小企業等向け及び個人向け	680	284	11	611	255	10
抵当権付住宅ローン	578	191	7	506	169	6
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	69	35	1	78	54	2
信用保証協会等による保証付	5,591	543	21	5,560	541	21
共済約款貸付	8	—	—	8	—	—
出 資 等	220	220	8	220	220	8
他の金融機関等の対象資本調達手段	2,810	7,026	281	2,765	6,913	276
特定項目のうち調達項目に算入されないもの	37	94	3	48	12	4
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	—	△ 3,341	△ 133	—	△ 2,401	△ 96
上 記 以 外	3,578	3,255	130	3,648	3,319	132
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	72,666	18,885	755	73,004	19,943	797
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	72,666	18,885	755	73,004	19,943	797
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a×4%
	2,661		106	2,652		106
総所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		総所要自己資本額 b = a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		総所要自己資本額 b = a×4%
	21,547		861	22,596		903

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入になるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。

7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国債開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

4. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成 27 年 度				平成 28 年 度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー期末残高
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農 業	112	112	—	—	128	127	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	4	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	1	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	5	—	—	—
	金融・保険業	55,614	928	—	—	56,517	928	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	183	183	—	—	260	124	—	—
	日本国政府・地方公共団体	6,110	5,810	300	—	5,749	5,449	300	—
	上 記 以 外	298	77	—	—	89	89	—	—
個 人	7,851	7,842	—	68	7,509	7,501	—	—	
そ の 他	2,493	—	—	—	2,738	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		72,666	14,955	300	68	73,004	14,219	300	
1 年 以 下		53,036	239	—		53,852	182	—	
1 年 超 3 年 以 下		748	748	—		626	626	—	
3 年 超 5 年 以 下		1,426	1,326	100		1,328	1,128	200	
5 年 超 7 年 以 下		508	408	100		441	441	—	
7 年 超 10 年 以 下		574	574	—		531	531	—	
10 年 超		11,410	11,310	100		11,072	10,971	100	
期限の定めのないもの		4,962	348	—		5,151	337	—	
残 存 期 間 別 残 高 計		72,666	14,955	300		73,004	14,219	300	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成 27 年 度					平成 28 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	44	49		44	49	49	47		49	47
個別貸倒引当金	44	38	—	44	38	38	26		38	26

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成 27 年 度						平成 28 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	44	38	—	44	38	—	38	23	—	38	23	—
業 種 別 残 高 計	44	38	—	44	38	—	38	23	—	38	23	—

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域の区分は省略しています。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成 27 年 度			平成 28 年 度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウエイト 0%	—	7,075	7,075	—	6,628	6,628
リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 10%	—	5,434	5,434	—	5,410	5,410
リスク・ウエイト 20%	—	52,807	52,807	—	53,695	53,695
リスク・ウエイト 35%	—	550	550	—	482	482
リスク・ウエイト 50%	—	47	47	—	40	40
リスク・ウエイト 75%	—	383	383	—	342	342
リスク・ウエイト 100%	—	4,578	4,578	—	4,588	4,588
リスク・ウエイト 150%	—	1,751	1,751	—	21	21
リスク・ウエイト 200%	—	—	—	—	1,746	1,746
リスク・ウエイト 250%	—	37	37	—	48	48
そ の 他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	—	72,667	72,667	—	73,005	73,005

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成 27 年 度		平成 28 年 度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	10	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	25	—	41	—
中小企業等向け及び個人向け	93	3	74	16
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	77	—	102	—
合 計	206	3	218	16

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,217	2,217	2,169	2,169
合計	2,217	2,217	2,169	2,169

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成 27 年度			平成 28 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成 27 年度		平成 28 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

平成 27 年度		平成 28 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際に基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報を管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に 2% 変動した時（ただし 0% を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50% 相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとに ALM 委員会及び理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	495	405

2. 役員 (平成29年3月末)

役職名	氏名	代表権の有無	役職名	氏名	代表権の有無
代表理事組合長	土井 重夫	有	理事	東山 典子	無
副組合長理事	川向 義朗	無	〃	深元 錦成	無
専務理事	和田 憲光	無	〃	久田 義博	無
常務理事	林 幸雄	無	〃	米一 美雪	無
理事金融兼共済部長	新屋 義明	無	〃	北出 隆	無
理事	前田 俊昭	無	〃	北山 喜義	無
〃	中谷 正一	無	〃	西井 秀一郎	無
〃	小島 由秋	無	代表監事	前口 英明	無
〃	西田 育夫	無	常勤監事	作田 実喜秋	無
〃	北角 耕一	無	監事	米澤 寛	無
〃	宮川 吉則	無	〃	金田 健一	無
〃	小坂 功機	無	〃	山崎 茂一	無
〃	小野 欽一	無	〃	廣瀬 悟	無

(注) 監事米澤寛は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

(単位：人)

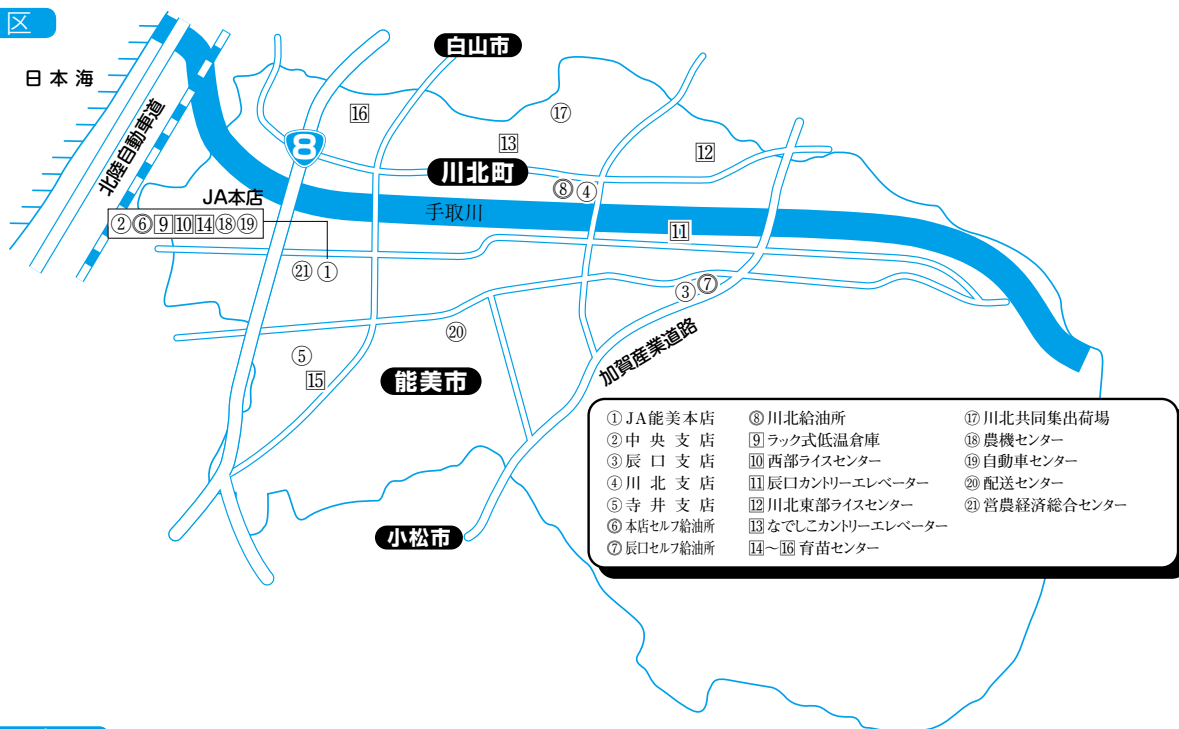
種類	平成27年度	平成28年度	増減
正組合員数	2,879	2,845	△34
個人	2,857	2,823	△34
法人	22	22	0
准組合員数	2,930	2,944	14
個人	2,873	2,887	14
法人	57	57	0
合計	5,809	5,789	△20

4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
JA青壮年部	190名	いちじく部会	10名
JA女性部	303名	パープル(ナス)部会	7名
各集落生産組合	72組織	かぼちゃ部会	13名
丸いも部会	15名	水稲部会	17名
柿部会	15名	はと麦部会	8名
姫九谷部会	22名	集落営農協議会	18組織

(注) 各JAの組合員組織を記載しています。

5. 地区



6. 沿革・歩み

当JAは、昭和50年5月に当時の4自治体（根上町、寺井町、辰口町、川北町）にわたる10農協が、農業を取り巻く立地的・経済的環境変化をはじめ、交通網の整備に伴う生活圏の広域化等、事業環境の変化に対応し、経営基盤の拡充と事業機能強化を図ることを目的に、広域合併を行って発足しました。

爾後、地域農業振興計画の実践により、「安定し、活力ある農業経営の確立」と「豊かな農村社会づくり」に取り組むとともに、地域社会に貢献する組織として、コミュニティーコープ（地域社会協同組合）機能を備えたJAへの転換に努めてきました。

さらに、激変する諸環境の変化に対応するとともに、より安定した経営基盤の確立と地域の皆様に信頼されるJAの構築をめざし、平成11年4月に、能美郡、寺井町、川北町の3JAが合併して能美農業協同組合が発足しました。

その後、平成17年2月の行政広域合併（根上町・寺井町・辰口町）による能美市の誕生をはさみ、平成18年7月には、経営の合理化を目的とした支店統廃合を実施して、12支店1出張所から4支店体制へ移行し、平成23年4月には、地域内農産物の直売所を併設した営農経済総合センターを開業して、地域農業活性化と組合員サービスの向上に取り組んでいます。

7. 店舗等のご案内

（単位：台）

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1	(0761) 57-3505	
中 央 支 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1-1	(0761) 57-0036	1
寺 井 支 店	〒923-1121 能美市寺井町レ102	(0761) 57-1141	1
辰 口 支 店	〒923-1201 能美市岩内町ワ30	(0761) 51-3115	
川 北 支 店	〒923-1267 能美郡川北町字ツ屋208-1	(076) 277-1288	1

店舗外CD・ATM設置場所	所在地の住所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
能美市役所寺井分室前	〒923-1121 能美市寺井町夕35	ATM	平日・土・日・祝日
なでしこ店	〒923-1276 能美郡川北町字田子島へ6	ATM	平日・土・日・祝日
アルビス辰口店	〒923-1243 能美市三ツ屋町3-1	ATM	平日・土・日・祝日

利益相反管理方針

当 JA は、お客さま利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型
- (2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融商品の勧誘方針

(平成 13 年 4 月 1 日制定)
(平成 26 年 7 月 1 日最終改訂)

当 JA は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適切な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

能美農業協同組合個人情報保護方針

(平成 17 年 3 月 29 日制定)
(平成 29 年 5 月 30 日最終改訂)

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微 (センシティブ) 情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微 (センシティブ) 情報 (要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報) については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。
以上

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本の額	『コア資本にかかる基礎項目の額—コア資本に係る調整項目の額 (経過措置適用後の額)』をいいます。 ただし、バーゼルⅡにおいては基本的項目 (Tier I) と補完的項目 (Tier II) の合計から控除項目を差し引いたものが、自己資本の額です。
自己資本比率	自己資本比率の額をリスク・アセット等の総額 (信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額) で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では 4% 以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより 8% 以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引 (以下「資産等」といいます。) の与信相当額のことです。
リスク・ウエイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウエイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を 8% で除した額の合計額をいいます。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに 4% を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1 年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第 1 順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

用語	内容
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことであります。
CVA リスク (Credit Value Adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額をいいます。）が変動するリスクをいいます。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことであります。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を時価評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことであります。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウエイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことであります。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要なコスト（ただし 0 を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産を元々所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものをいいます。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
上下 200 ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律 2%（0.01% が 1 ベーシスポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことであります。
1 パーセンタイル値・99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の 1 年前との変化幅のデータを最低 5 年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の 1% 目もしくは 99% 目の値を変化幅として使用する方法的なことであります。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（バーゼル II では基本的項目と補完的項目）に対して 20% を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

< 概況及び組織に関する事項 >

- 1. 業務の運営の組織…………… 42
- 2. 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 43
- 3. 事務所の名称及び所在地…………… 44

< 主要な業務の内容 >

- 4. 主要な業務の内容……………9

< 主要な業務に関する事項 >

- 5. 直近の事業年度における事業の概要… 4～5
- 6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… 22
- 7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

- a. 事業粗利益及び事業粗利益率…………… 22
- b. 資金運用収支、役員取引等収支及び
その他事業収支…………… 22
- c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定
平均残高、利息、利回り及び
総資金利ざや…………… 22
- d. 受取利息及び支払利息の増減…………… 23
- e. 総資産経常利益率及び
資本経常利益率…………… 33
- f. 総資産当期純利益率及び
資本当期純利益率…………… 33

② 貯金に関する指標

- a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、
その他の貯金の平均残高…………… 23
- b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金
及びその他の区分ごとの定期貯金の
残高…………… 23

③ 貸出金等に関する指標

- a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 24
- b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高…………… 24
- c. 担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額…………… 24
- d. 用途別の貸出金残高…………… 24
- e. 主要な農業関係の貸出実績…………… 25
- f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高
の貸出金の総額に対する割合…………… 25
- g. 貯貸率の期末値及び期中平均値 …… 33

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の
平均残高…………… 該当なし
- b. 有価証券の種類別の残存期間別の
残高…………… 29
- c. 有価証券の種類別の平均残高…………… 28
- d. 貯証率の期末値及び期中平均値…………… 33

< 業務の運営に関する事項 >

- 8. リスク管理の体制…………… 6～7
- 9. 法令遵守の体制…………… 7～8
- 10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のた
めの取組の状況 …… 3～4
- 11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 …… 8

< 直近の2事業年度における財産の状況 >

- 12. 貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書 …… 10～19
- 13. 貸出金にかかる事項
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金…………… 26
 - ② 延滞債権に該当する貸出金…………… 26
 - ③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 26
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 26
- 14. 自己資本の充実の状況 …… 33～41
- 15. 次に掲げるものに関する取得価額又は
契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 28
 - ② 金銭の信託…………… 30
 - ③ 金融先物取引等…………… 該当なし
- 16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額… 28
- 17. 貸出金償却額 …… 28



能美農業協同組合

石川県能美市粟生町㊦1

〒923-1101

TEL.0761-57-3505 FAX.0761-58-6410